⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書の作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑽　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⑿　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Contracting Entity : KUBO Chiharu President of Kyushu University.
⑵　Classification of the services to be procured : 41.
⑶　Subject matter of the contract : Site Preparation Work Ⅳ－Ⅱ, Ito Campus, Kyushu University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 A.M, 19 March, 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 A.M, 30 April, 2015 (tenders submitted by mail : 12 : 00 A.M, 30 April, 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Construction and Contract Section, Construction Planning Division Facilities Department Kyushu University 6―10―1 Hakozaki, Higashi-ku, Fukuoka, Japan 812―8581 Tel : 092―642―2214

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年 2 月 27 日
東京地下鉄株式会社　工務部長　武藤　義彦

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第 49 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　銀座線上野駅ほか１駅改良建築・電気工事
⑶　工事場所　東京都台東区東上野３丁目
⑷　工事内容　乗降場（軌道内を含む。）、広間、通路、出入口上家、地下各室等の床・壁・天井及び空調換気設備、排煙設備、給排水給湯衛生設備、屋内消火栓・スプリンクラー設備、電灯動力幹線設備、分電盤設備、照明設備、誘導灯・非常照明設備、コンセント設備、通信・放送・ＩＴＶ設備、自動火災報知設備等の撤去、改良及び床スラブ撤去・改良を行う。（施工面積：約13,000㎡）
⑸　工期　契約締結の日から30か月間
⑹　使用する主な資機材　床材　約6,500㎡、天井材　約5,000㎡
⑺　この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ実施対象工事である。
⑻　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、３⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する２者又は３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑸　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。
ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。
カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。
ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。
サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑴に示す場所に申請すること。
⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。
⑼　平成17年４月以降に、市街地における都市鉄道地下駅の乗降場を含む建築工事のうち、延床面積3,000㎡以上の工事の施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。なお、共同企業体による施工実績については、共同企業体の代表者として参加する者は出資比率20％以上、代表者以外の構成員として参加する者は出資比率15％以上のものに限る。
⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者及び施工責任者を当該工事に専任で配置できること。
ア　監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であること。
イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ウ　監理技術者にあっては、⑼に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、延床面積は問わない。
エ　施工責任者にあっては、会社が定める施工責任者資格認定教育を受講し、１級又は２級施工責任者の資格認定を受けたものであること。なお、施工責任者は監理技術者と兼任できるものとする。
⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。
⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。
⒀　⑿の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・パシフィックコンサルタンツ株式会社